

平成 22 年度税制改正の概要

平成 22 年度税制改正においては、「公平」、「透明」、「納得」の原則の下、税制全般にわたる改革の第一歩として、次のとおり各般の税目にわたる所要の措置が一体として講じられる。

(個人所得課税)

現行 38 万円となっている扶養控除について、「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、0 歳から 15 歳までの扶養親族(年少扶養親族)に対する扶養控除を廃止する。 図表 1、図表 2

現行、16 歳から 22 歳までの特定扶養親族に対して認められる扶養控除の 25 万円の上乗せ部分について、高校の実質無償化に伴い、16 歳から 18 歳までの特定扶養親族に対する上乗せ部分を廃止する。 図表 1

(法人課税)

100%グループ内の内国法人(完全支配関係にある法人)間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益の繰延べ(連結納税における損益調整制度と同様の仕組み)等、資本に係る取引等に係る税制の整備を行う。

図表 3、図表 3 (参考)

いわゆる「一人オーナー会社課税制度」(特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度)を廃止する。なお、一人オーナー会社と個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置は平成 23 年度改正で講じる。 図表 4

(国際課税)

国外に進出する企業の事業形態の変化等に対応し、租税回避行為を一層的に防止する観点から、外国子会社合算税制を見直し、一定の資産性所得を新たに合算課税の対象とする。また、企業の事務負担を軽減する観点から、特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準、いわゆる「トリガー税率」を「25%以下」から「20%以下」に引き下げる。

図表 5

(資産課税)

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、経済対策のための時限措置として、所得制限(2,000万円)を付した上で、現行500万円の非課税限度額を、平成22年は1,500万円、平成23年は1,000万円に引き上げる。 図表6

(消費課税)

揮発油税等の暫定税率について、平成21年4月に道路特定財源が一般財源化されたことを踏まえ、現行の10年間の暫定税率は廃止する。その上で、原油価格等が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係や厳しい財政事情に留意する必要があることから、当分の間、現在の税率水準を維持する。 図表7

ただし、指標となるガソリン小売価格の平均が、連続3か月にわたり、1リットルにつき160円を超えることとなった場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講じる。 図表8

自動車重量税については、グリーン化を行いながら、暫定税率による上乗せ分の国分の約2分の1に相当する規模の税負担の軽減を行う。 図表9

たばこ税について、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、1本当たり3.5円(国・地方それぞれ1.75円)の税率引上げ(価格上昇は5円程度)を行う(平成22年10月1日から適用)。 図表10

(市民公益税制(寄附税制など))

公益法人・NPO法人等に対する所得税の寄附金控除の適用下限額を2千円(現行5千円)に引き下げる。 図表11

(納税環境整備)

他の主要な経済犯(金融商品取引法、貸金業法等)において、法定刑の引上げが行われていること等を踏まえ、現行5年となっている脱税犯に係る懲役刑の上限を10年に引き上げる等、罰則を見直す。 図表12

(租税特別措置の見直し等)

租税特別措置のうち、租税回避防止措置や手続の特例等を除いた「政策税制措置」(241項目)について、その3分の1にあたる82項目を見直しの対象とし、うち41項目について廃止又は縮減をする(廃止12、縮減29)。 図

表 13

中小企業投資促進税制や、中小企業者等の少額減価償却資産の所得価額の損金算入の特例など、中小企業関係の租税特別措置の適用期限を延長する。

入国者が輸入するウイスキー等又は紙巻たばこに係る酒税又はたばこ税の税率の特例措置の適用期限を延長する。

(租特透明化法)

租税特別措置の適用状況を透明化し、国民が納得できる公平で透明な税制を確立するため、適用実態調査の実施、報告書の作成と国会への提出等を盛り込んだ「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案」(閣法第 15 号)を「所得税法等の一部を改正する法律案」(閣法第 14 号)とは別途提出している。 図表 14

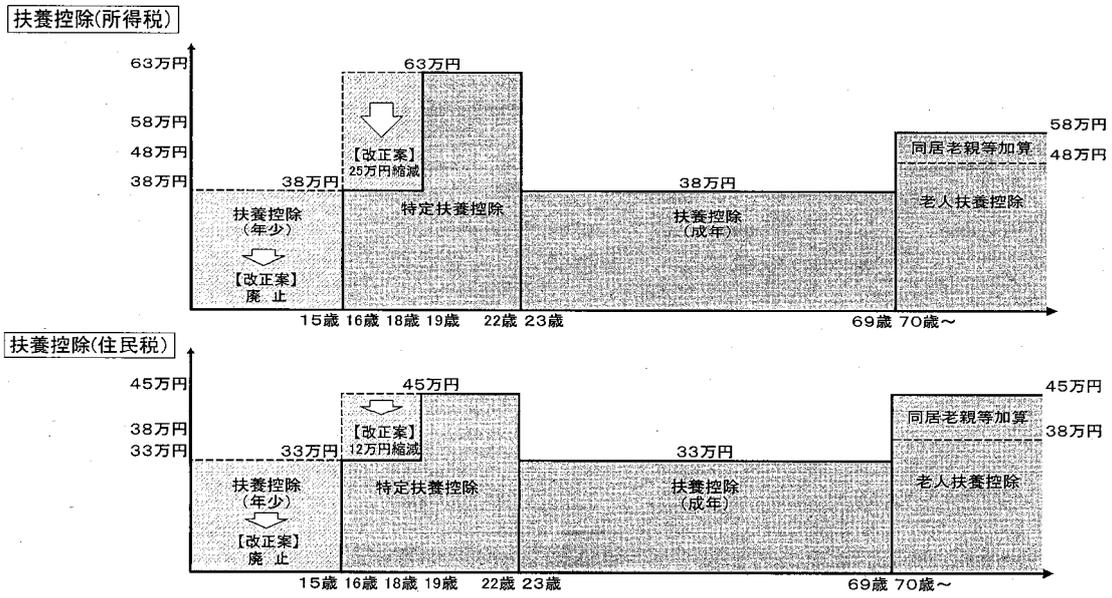
以上、平成 22 年度の税制改正(国税関係)による増減収見込額は、初年度 382 億円の減収、平年度 5,031 億円の増収である。 図表 15

平成22年度税制改正の詳細な解説については、伊田賢司「鳩山政権の税制改革の行方」参議院事務局企画調整室『立法と調査』第301号(2010.2)を参照。

(内線 3046)

図表1．扶養控除の見直しについて（案）

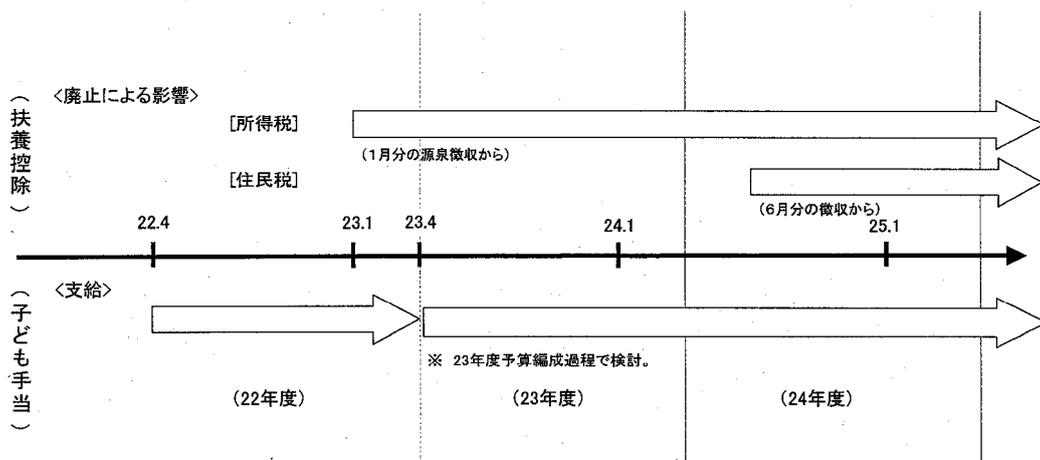
- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあわせて、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止する。
- 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止する。



（出所）財務省資料

図表2．扶養控除（年少）の廃止と子ども手当（イメージ）

- 扶養控除（年少）の廃止については、所得税は23年分から、住民税は24年度分から適用。
- 子ども手当は22年度については、児童手当と併せて月額1.3万円支給。



（出所）財務省資料

図表3．資本に係る取引等に係る税制の見直し（案）

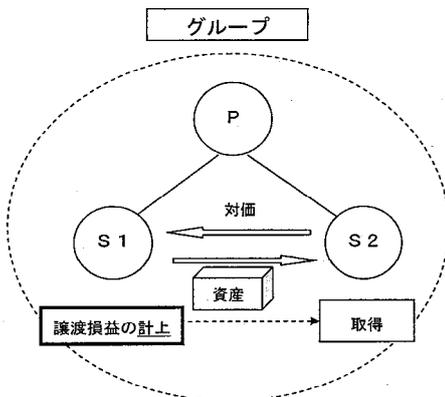
- 90年代以降、企業統治のあり方の変化に対応し、組織再編制度、連結会計制度、新会社法など企業の組織形態に関する法制度が整備。これに対応して、法人税においても、平成13年度以降、連結納税制度や組織再編税制などの改正を実施。
- これら企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても持株会社制のような法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する必要が生じていることから、資本に係る取引等に係る税制の見直しを行うこととする。
 - ① グループ法人間の譲渡取引の損益の繰延べ
 - ② 大法人の100%子法人への中小特例の適用の見直し
 - ③ 連結子法人の連結開始前欠損金の持込制限の見直し 等

（出所）財務省資料

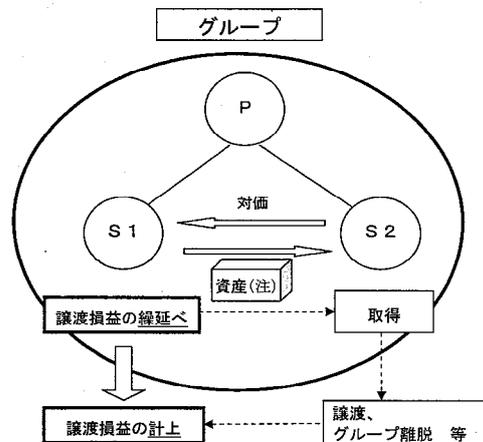
（参考）グループ法人間の譲渡取引の損益の繰延べ

資産のグループ内取引により生ずる譲渡損益については、その資産がグループ外に移転する等の時まで、計上を繰り延べる。
 ※ 連結納税においては、既に同様の仕組みである連結法人間取引の損益調整制度が導入済

【現行】



【改正案】



(注) ・ 対象は、100%グループに限定
 ・ 棚卸資産、帳簿価額1,000万円未満の資産等は対象外

（出所）財務省資料

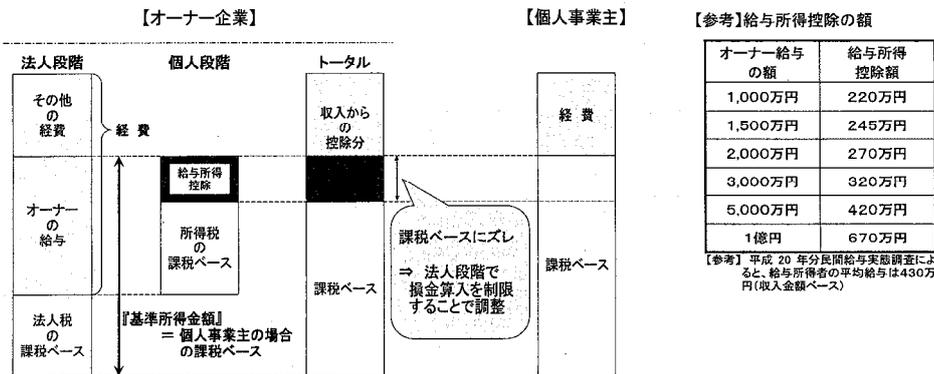
図表4 . 特殊支配同族会社（いわゆる一人オーナー会社）の役員給与の損金不算入制度の廃止（案）

新会社法における一人会社の全面的解禁や最低資本金規制の撤廃等を背景として、個人事業主との負担の公平性を確保する観点から、いわゆる一人オーナー会社において発生する「経費（オーナー給与に係る給与所得控除相当額）の二重控除」を是正する措置を導入（平成18年度改正）

- 対象企業：オーナー及びその同族関係者が株式の90%以上を保有し、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社
- 適用除外：基準所得金額（法人所得+オーナーの給与）が1,600万円（19年度改正で800万円から引上げ）以下の法人
基準所得金額が1,600万円超3,000万円以下で、オーナー給与の割合が50%以下の法人

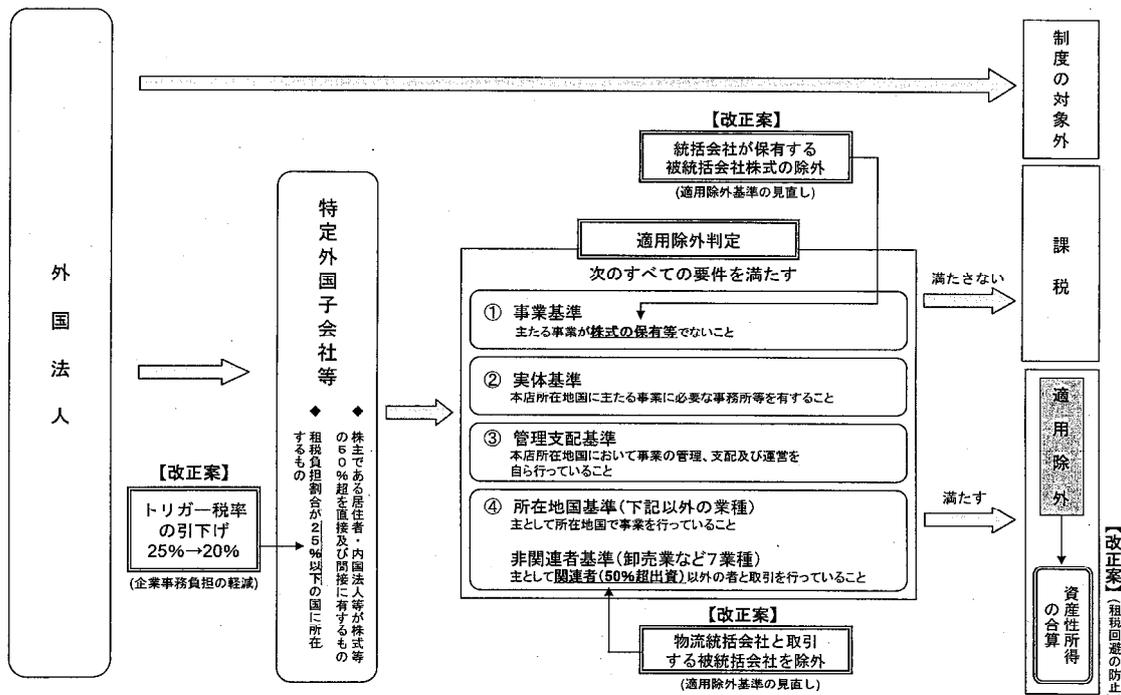
【改正案】

本制度は、平成22年度改正で廃止。なお、オーナー給与に係る課税のあり方については、いわゆる「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度改正で講じる。



（出所）財務省資料

図表5 . 外国子会社合算税制の概要及び主な改正事項（案）



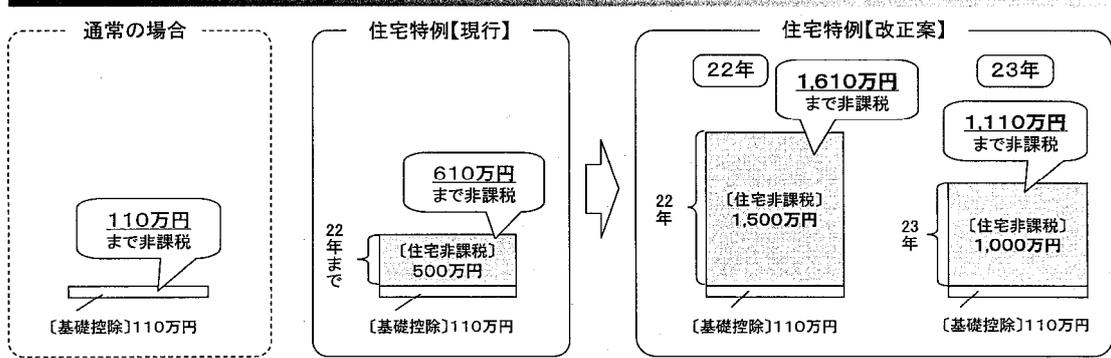
(注1) 株式等の保有が5%未満【改正案:10%未満】の株主は、制度の対象ではない。
(注2) 適用除外判定の①~③を満たす場合は、人件費の10%相当額を合算所得から控除。【改正案:廃止】

（出所）財務省資料

図表6．住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置の拡充（案）

経済対策のための時限措置として、適用対象者をその贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者と
したうえ、非課税限度額（現行：500万円）を次のように引上げ。
 イ 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者・・・1,500万円
 ロ 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者・・・1,000万円
 （注）適用期限は平成23年12月31日まで。

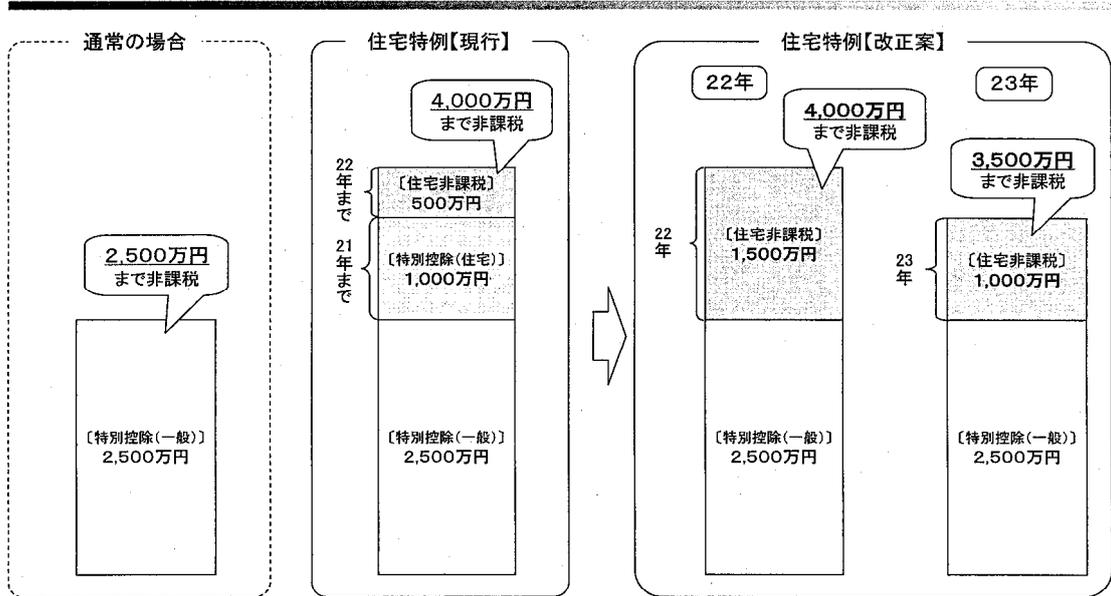
暦年課税の場合



- (注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額（総所得金額）に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（※）をいう。
 ① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、配当所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額
 ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額の2分の1の金額
 ※1 申告分離課税の所得がある場合には、その特別控除前の所得金額の合計額を加算。
 2 源泉分離課税される利子所得等は加算しない。

(出所) 財務省資料

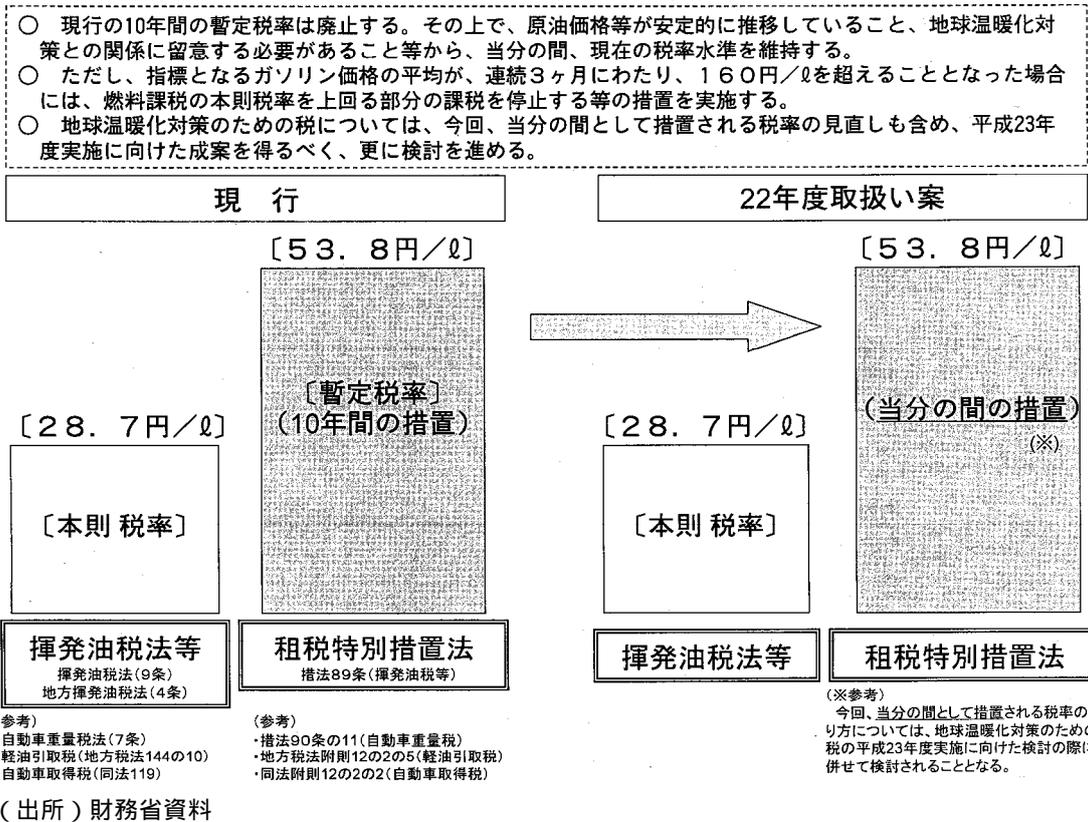
相続時精算課税の場合



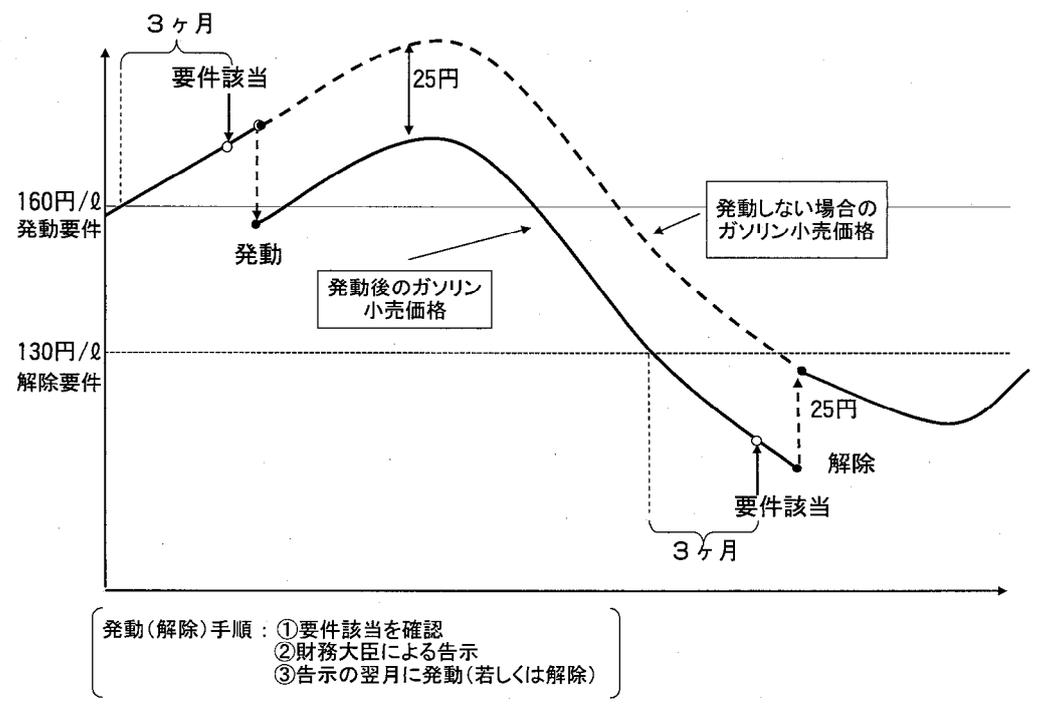
- (注) 1. 相続時精算課税の特別控除に係る財産は相続時に相続財産に合算されるが、非課税枠に係る財産は合算されない。
 2. 住宅取得等資金に係る精算課税の特別控除の1,000万円上乗せ特例は、適用期限（平成21年12月31日）をもって、廃止。なお、贈与者の年齢要件に係る特例（贈与者が65歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能）は、平成23年12月31日まで、2年延長。

(出所) 財務省資料

図表7. 揮発油税等の暫定税率について(案)



図表8. トリガー条項発動時・解除時のガソリン小売価格のイメージ

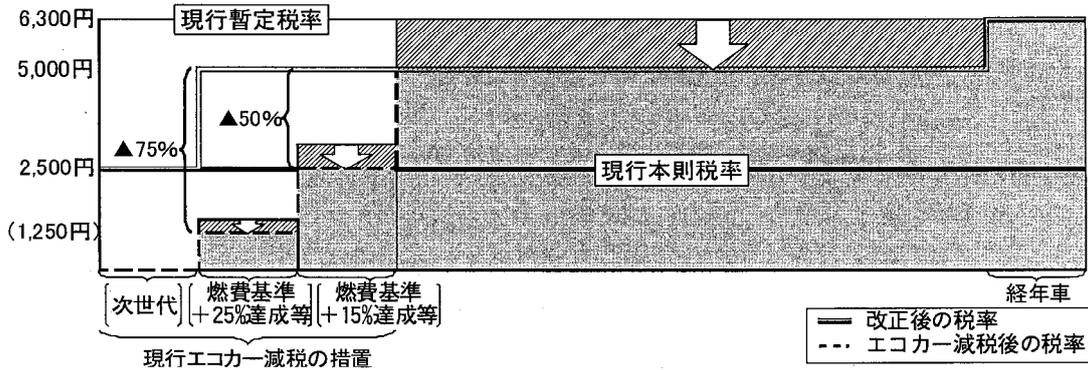


(出所) 財務省資料

図表9. 自動車重量税に係る改正の概要(案)

- 次世代型自動車(電気自動車、ハイブリッド車等)には本則税率を適用。(ただし、平成24年4月末まではエコカー減税による免税対象。)
- それ以外の車種(ガソリン自家用乗用車)については、重量当たりのCO2排出量が次世代自動車の倍程度であることを踏まえ、本則税率の2倍の税率とする。
- 軽自動車、大型車、営業車等については、ガソリン自家用乗用車に係る現行税率からの引下げ割合と同程度の税率引下げとなるよう調整する。
- 経年車(18年超)については、環境への負荷を考慮して、現行の負担水準(暫定税率の水準)を維持。
- いわゆる「エコカー減税」(24年4月末まで)については維持。(軽減の対象となる税率が引き下がることに伴い負担減。)
(次世代自動車→免税、平成22年度燃費基準+25%達成等→▲75%、同+15%達成等→▲50%)

【例】自家用乗用車の場合の税率(0.5t・年あたり)



(出所) 財務省資料

図表10. たばこ税等の税率引上げ(案)

○ 1,000本当たり3,500円(国税1,750円、地方1,750円)の税率引上げを行う。[平成22年10月1日実施]

① 製造たばこ(旧3級品を除く)

種類	区分	地方のたばこ税				小計	たばこ特別税	合計
		国のたばこ税	道府県	市町村	計			
現行		(円/千本) 3,552	(円/千本) 1,074	(円/千本) 3,298	(円/千本) 4,372	(円/千本) 7,924	(円/千本) 820	(円/千本) 8,744
		↓+1,750	↓+430	↓+1,320	↓+1,750	↓+3,500	±0	↓+3,500
改正案		5,302	1,504	4,618	6,122	11,424	820	12,244

② 旧3級品の製造たばこ

種類	区分	国のたばこ税	道府県	市町村	計	小計	たばこ特別税	合計
現行		(円/千本) 1,686	(円/千本) 511	(円/千本) 1,564	(円/千本) 2,075	(円/千本) 3,761	(円/千本) 389	(円/千本) 4,150
		↓+831	↓+205	↓+626	↓+831	↓+1,662	±0	↓+1,662
改正案		2,517	716	2,190	2,906	5,423	389	5,812

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

(出所) 財務省資料

図表 11 . 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ (案)

○ 所得税の寄附金控除の適用下限額を2千円(現行5千円)に引き下げる。

現行制度の概要

特定寄附金を支出した場合には、次の金額が所得控除できる。

- (特定寄附金)
- ① 国又は地方公共団体に対する寄附金
 - ② 指定寄附金
 - ③ 特定公益増進法人に対する寄附金
 - ④ 認定特定非営利活動法人に対する寄附金
 - ⑤ 政治活動に関する寄附金(特定の政治献金)

$$\text{寄附金控除額} = \left(\begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄附金の合計額} \\ \text{(総所得の40\%相当額が限度)} \end{array} \right) - 5\text{千円}$$

(参考)近年の控除額の拡大

- 17年度改正 控除可能限度額を総所得金額の25%→30%に引上げ
- 18年度改正 適用下限額を1万円→5千円に引下げ
- 19年度改正 控除可能限度額を総所得金額の30%→40%に引上げ

【改正案】 2千円

(出所) 財務省資料

図表 12 . 租税罰則 (国税関係) の見直し (案)

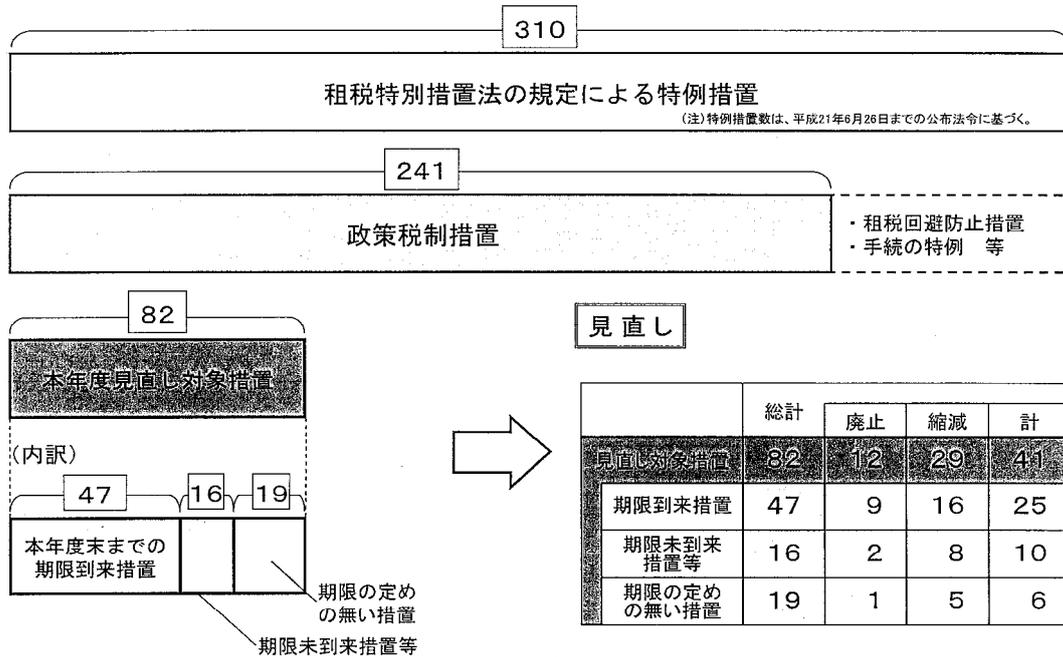
○課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、租税に関する罰則(国税関係)について、次のとおり見直しを行う。

現行の主な犯罪類型 (主な法定刑)	【改正案】
1. 脱税犯 (5年以下の懲役若しくは500万円(清状により脱税額)以下の罰金又は併科(※直接税及び消費税の場合))	(1)懲役刑の上限を10年(現行5年、源泉所得税に係るものは3年)に引き上げる(直接税・間接税等)。 (注)ただし、航空機燃料税・電源開発促進税は5年(現行3年)とし、印紙税は3年(現行1年)とする。 (2)罰金刑の上限(定額部分)について、 ①直接税及び消費税については1,000万円(現行500万円)に、 ②間接税等(消費税を除く)については100万円(現行50万円等)に、それぞれ引き上げる。 (注)ただし、源泉所得税不納付犯は200万円(現行100万円)とし、源泉所得税不納付犯を除く源泉所得税の脱税犯は100万円(現行50万円)に引き上げる。
2. 秩序犯 (申告書不提出犯、検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯等) (1年以下の懲役又は20万円以下の罰金(※直接税及び消費税の場合))	(1)間接税等(消費税を除く)の申告書不提出犯等の秩序犯、国税徴収法上の検査忌避等の秩序犯に係る罰則について、1年以下の懲役刑を設ける(現行、懲役刑なし)。 (注)ただし、印紙税法25二、26に規定するものを除く。 (2)直接税及び間接税等の秩序犯、国税徴収法・租税条約実施特例法・清酒業等安定法上の検査忌避等の秩序犯に係る罰金刑の上限を50万円に引き上げる(現行20万円等)。 (注)ただし、印紙税法(25二、26)、国税通則法(126)及び租税特別措置法(66の4④、68の88④)に規定するものは30万円とする。また、納税貯蓄組合法(14)及び清酒業等安定法(19)の過料の上限を10万円とする。
3. 税務職員の守秘義務違反(秘密漏洩) (2年以下の懲役又は30万円以下の罰金(※直接税及び消費税の場合))	(1)現行の所得税法等に規定されている守秘義務違反に対する罰金刑の上限を100万円(現行30万円)に引き上げる。 (2)国税通則法に、国税の調査に関する事務に従事している職員(従事していた職員を含む)の守秘義務違反に対する統一的な罰則規定(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)を設けるほか、現在その規定がない間接税等の調査に関する事務、国税の犯則事件の調査及び国税の徴収の事務における同様の守秘義務違反を処罰対象に含める(現行の所得税法等の規定は削除)。

(注)「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいう。

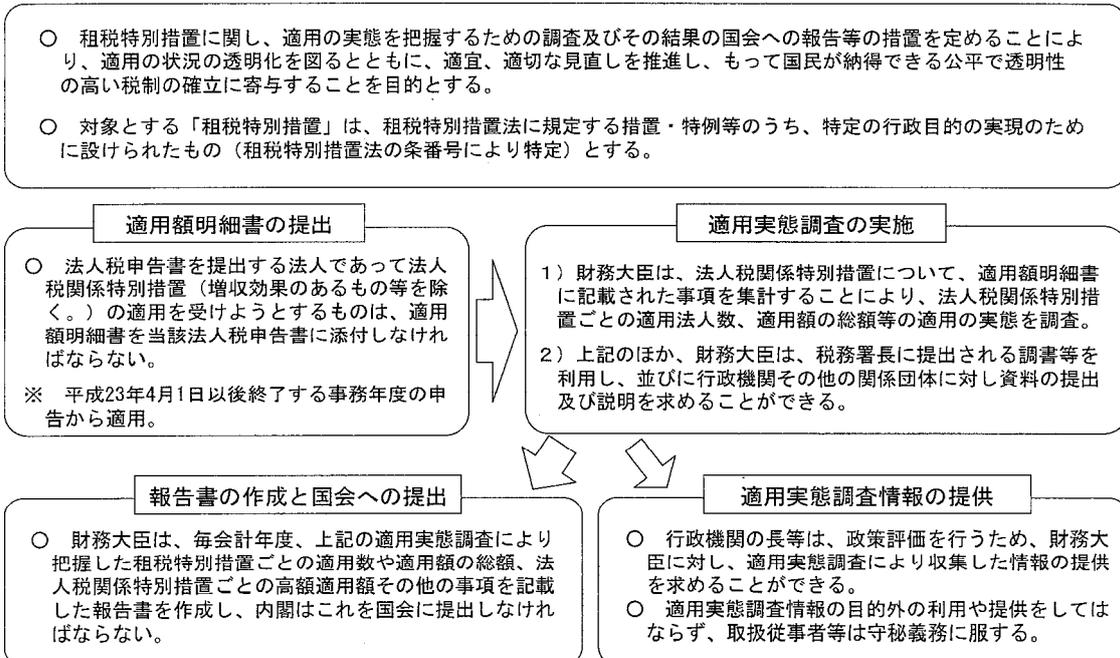
(出所) 財務省資料

図表 13 . 平成 22 年度改正における租税特別措置の見直し（案）



(出所) 財務省資料

図表 14 . 租特透明化法案の概要



(出所) 財務省資料より作成

図表 15 . 平成 22 年度の税制改正（国税関係）による増減収見込額

（単位：億円）

改 正 事 項	平年度	初年度 (22 年度)
1. 個人所得課税		
(1) 諸控除の見直し		
① 年少扶養親族に係る扶養控除の廃止	5,185	818
② 特定扶養親族に係る扶養控除の見直し	957	—
(2) 金融証券税制		
① 少額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の創設	▲ 198	—
② 生命保険料控除の改組	▲ 364	—
(3) その他		
① 企業型確定拠出年金の個人拠出の掛金に係る税制措置	▲ 226	—
② その他	▲ 43	▲ 12
小 計	5,311	806
2. 法人課税		
(1) 資本に係る取引等に係る税制	18	—
(2) 特殊支配同族会社の業務主宰役員給与の損金不算入の廃止	▲ 672	▲ 672
(3) その他		
① 中小企業等基盤強化税制の拡充	▲ 225	▲ 135
② その他	▲ 5	—
小 計	▲ 884	▲ 807
3. 資産課税		
(1) 定期金に関する権利の評価方法の見直し	23	—
(2) 相続税の障害者控除の見直し	▲ 24	▲ 8
小 計	▲ 1	▲ 8
4. 消費課税		
(1) 車体課税		
① 自動車重量税の見直し	▲ 1,656	▲ 1,656
② 自動車重量税の軽減措置の対象拡充	▲ 2	▲ 2
(2) たばこ税	1,232	525
(3) その他		
① 沖縄路線貨物便に係る航空機燃料税の軽減	▲ 1	▲ 1
② 消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化	39	20
小 計	▲ 388	▲ 1,114
5. 市民公益税制（寄附税制）		
所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ	▲ 3	▲ 3
6. 租税特別措置の廃止・縮減		
(1) 給与所得者等の住宅資金の貸付け等に係る課税の特例の廃止	10	—
(2) 情報基盤強化税制の廃止	722	579
(3) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の見直し	89	79
(4) 公害防止用設備の特別償却制度の見直し	2	2
(5) 特定電気通信設備等の特別償却制度の廃止	9	8
(6) 資源再生化設備等の特別償却制度の廃止	6	5
(7) 海外投資等損失準備金制度の見直し	12	11
(8) 保険会社等の異常危険準備金制度の見直し	22	22
(9) 相続税の小規模宅地等の特例の見直し	114	38
(10) 特定目的会社等に係る登録免許税の特例の見直し	10	—
小 計	996	744
合 計	5,031	▲382

（出所）財務省資料

(参考)平成22年度税制改正(地方税関係)による
事項別増減収見込額

未定稿

(単位:億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税				1,652	2,476	4,128
(1) 一般扶養控除(年少分)の廃止				1,671	2,506	4,177
(2) 特定扶養控除の見直し				157	235	392
(3) 企業型確定拠出年金への個人拠出の導入等				△ 57	△ 86	△ 143
(4) 生命保険料控除の改組				△ 119	△ 179	△ 298
2 不動産取得税	10		10	28		28
(1) 分譲施設に係る特例の見直し	0		0	1		1
(2) 非住宅家屋に係る特例の見直し	1		1	16		16
(3) 農地等のあっせん等に係る特例の廃止	1		1	1		1
(4) 国の補助等を受けて取得する共同利用施設に係る特例の廃止	4		4	4		4
(5) (独)都市再生機構に係る特例の廃止	3		3	3		3
(6) その他	1		1	3		3
3 自動車取得税	△ 5		△ 5	△ 27		△ 27
環境性能に優れた中量車の特例対象への追加	△ 5		△ 5	△ 27		△ 27
4 固定資産税		1	1		42	42
(1) 外貨埠頭公社から民営化した会社が取得した一定のコンテナ埠頭に係る特例措置の創設		0	0	△	1	△ 1
(2) 国内路線に就航する航空機に係る特例措置の拡充		△ 2	△ 2	△	9	△ 9
(3) 公害防止用施設に係る特例措置の見直し		0	0		7	7
(4) 廃棄物再生処理用設備に係る特例措置の見直し		0	0		2	2
(5) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の施設に係る特例措置の見直し		3	3		3	3
(6) PFI法に基づき国又は地方公共団体により選定された選定事業者が整備する一定の公共施設に係る特例措置の見直し		0	0		2	2
(7) 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る特例措置の見直し		0	0		18	18
(8) 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る特例措置の見直し		0	0		3	3
(9) 外貨埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る特例措置の見直し		0	0		6	6
(10) 信頼性向上施設整備事業に新設された電気通信設備等に係る特例措置の廃止		0	0		8	8
(11) その他		1	1		3	3
5 地方たばこ税	77	234	311	205	628	833
税率の引上げ	77	234	311	205	628	833
6 都市計画税		0	0		2	2
(1) 外貨埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る特例措置の見直し		0	0		1	1
(2) その他		0	0		1	1
合計	82	235	317	1,858	3,148	5,006
国税の税制改正に伴うもの	△ 17	△ 1	△ 18	△ 122	△ 58	△ 180
個人住民税	0	0	0	△ 44	△ 66	△ 110
法人住民税	0	△ 1	△ 1	3	8	11
法人事業税	△ 20		△ 20	△ 91		△ 91
地方消費税	3		3	10		10
再計	65	234	299	1,736	3,090	4,826
地方譲与税						
地方法人特別譲与税	△ 13		△ 13	△ 65		△ 65
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	52	234	286	1,671	3,090	4,761

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

(出所) 総務省資料